

日本標準産業分類（第14回改定）において 一般原則「第3項 分類の基準」の記載順を変更する趣旨

総務省
政策統括官（統計制度担当）付
統計審査官室

令和5年6月29日に日本標準産業分類の第14回の改定を行い、その中において一般原則における「第3項 分類の基準」の記載順を変更している。その変更の趣旨については、第194回統計委員会（令和5年6月16日）による「日本標準産業分類の変更について」の答申を踏まえて以下のように補足する。

日本標準産業分類の14回改定（以下、「14回改定」と略記し、13回も同様とする。）においては分類体系を大きく変更していないが、一般原則における「第3項 分類の基準」については、記述内容を明瞭化したことに加え、国際標準産業分類（ISIC）等の国際分類の記載内容を参考にしつつ、以下の経緯や趣旨を基にして記載順を変更している（参考1、参考2）。

- 13回改定における「分類の基準」では、需要側の基準を先に記載していたが、これは需要側の基準を重視する意図ではなかった。また、これまでの日本標準産業分類における「分類の基準」では、その記載順の意図を明示してこなかった。
- 14回改定案の検討に当たっては、13回改定時における答申の指摘事項とともに、第Ⅲ期公的統計基本計画における検討項目を踏まえて議論する必要がある、さらに、需要側と供給側の概念が混在しているとの有識者からの指摘等も考慮して議論を行った（参考3）。
- その結果、SUT体系への移行（参考4）の一環として、需要側の分類である生産物分類が既に作成されていることから（参考5）、供給側の視点からの日本標準産業分類の位置づけを明確にするため、14回改定においては「分類の基準」の記載順を変更し、供給側の基準を先に記載することとした。
- このように、14回改定における「分類の基準」の記載順の変更は、13回改定における「分類の基準」を再整理した内容であるため、分類体系を変更させるものではない。

以上の経緯や趣旨から、14回改定における「分類の基準」の記載順の変更は、国際分類の記載内容とも整合的であり、また、供給側の基準により分類されている分類項目等が一定程度存在すること（参考6）とも整合する。

13回改定

本分類は、統計調査の対象における産業の範囲の確定及び統計調査の結果の産業別の表章に用いられるものである。この分類は、事業所において行われる経済活動、すなわち産業を、主として次のような諸点に着目して区分し、体系的に配列したものである。

(1) 生産される財又は提供されるサービスの種類（用途、機能等）

需要側

(2) 財の生産又はサービス提供の方法（設備、技術等）

供給側

(3) 原材料の種類及び性質、サービスの対象及び取り扱われるもの（商品等）の種類

供給側

なお、分類項目の設定に当たっては、事業所の数、従業者の数、生産額、販売額等も考慮した。



- 記述内容の明瞭化
- 箇条書き部分の記載順の変更

14回改定

本分類は、事業所で行われる経済活動、すなわち産業を主として以下のような分類の基準に着目して区分し、体系的にまとめたものである。

(1) 生産に投入される財又はサービスの種類

供給側

(2) 財又はサービスの生産方法（設備又は技術等）

供給側

(3) 生産される財又はサービスの特徴（用途又は機能）

需要側

なお、本分類は、統計調査の対象となる産業の範囲の確定、統計調査の結果の産業別表章等に用いられるものである。

国際分類	「分類の基準」に相当する部分	関連する記載
国際標準産業分類 ISIC (Rev.4)	<div data-bbox="193 268 1052 371" style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> 第 I 章 概要 原則、定義、分類ルール 第 7 から引用 </div> <p>(1) 財、サービス及び生産要素の投入 the inputs of goods, services and factors of production</p> <p>(2) 生産プロセスと技術 the process and technology of production</p> <p>(3) アウトプットの特徴 the characteristics of outputs</p> <p>(4) アウトプットの用途 the use to which the outputs are put</p>	<p>第 I 章 概要 原則、定義、分類ルール</p> <p>第 7 …… ISICの最も細かいレベルの分類では、特にサービス関連のクラスに関して個々のクラスを定義する場合には、生産プロセスや技術が重要視されてきた。<u>より上位レベルでは、アウトプットの特徴及びその用途が分析に役立つカテゴリーを形成するために重要だと考えられている。</u>…</p> <p>第 II 章 分類の基本原則 B 分類を構築する上での基本原則</p> <p>第 38 …… 活動分類においては、<u>詳細レベルの分類の基準として、実際の生産プロセスにおける類似性を考慮することが不可避であるが、一方、上位レベルの分類の場合には、生産プロセスの類似性はほとんど問題とならない。</u></p>
北米産業分類システム NAICS (2022)	<div data-bbox="193 899 1052 956" style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> 「米国標準産業分類の代替物としてのNAICSの作成」から引用 </div> <p>NAICSは、<u>生産重視ないし供給サイドを基本とする設計理念の下で作成されるものとする。</u>このことは、同一ないしは類似の生産プロセスを使用する生産ユニットは、NAICSでは同一グループに分類されることを意味する。</p> <div data-bbox="193 1128 1052 1185" style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> 「NAICSの目的」から引用 </div> <p>NAICSは<u>生産重視ないし供給サイドを基本とするコンセプトの枠組みに沿って構築されている。</u>このコンセプトの枠組みは、<u>財やサービスを生産する際に用いられるプロセスの類似性に基づいて、各事業所を該当する産業にグループ分けするものである。</u>……</p>	<div data-bbox="1101 971 1883 1035" style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> 「NAICSの目的」から引用 </div> <p>NAICSは、各事業所を、<u>類似する生産プロセスに基づいてグループ分けする産業分類システムである。</u>NAICSはすべての経済活動を網羅する包括的なシステムである。2022年のNAICS米国版は、20の大分類が設けられ、1,012種類の産業が網羅されている。</p>

13回改定時における答申の 指摘事項（抜粋）

3 今後の課題 （略）

また、特に以下の事項について今後検討する必要がある。

(1) 一般原則について

「第3項 分類の基準」において3つの基準を順序付けて記載しているが、国際標準産業分類における記載内容と比較しその妥当性を検討する。

「第Ⅲ期公的統計基本計画」 （令和2年6月2日閣議決定）（抜粋）

第1 施策展開に当たっての基本的な視点 及び方針

3 国際比較可能性や統計相互の整合性の 確保・向上

（略）

SUT体系への移行に向けた日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）の必要な改定や生産物分類の構築など統計基準の整備に取り組む・・・。

「統計改革推進会議最終取りまとめ」 （平成29年5月19日統計改革推進会議決定）（抜粋）

2 GDP統計を軸にした経済統計の改善

(3) 生産面を中心に見直したGDP統計への整備

② SUT体系に移行するための基盤整備

・総務省は、来年度（事務局の補足：平成30年度）までに、サービス分野について用途の類似性による基準を指向した生産物分類を整備する。また、2023年度（事務局の補足：令和5年度）までに、財分野についても上記基準を指向した生産物分類の見直しを行うとともに、生産技術の類似性による基準に配慮しつつ社会経済情勢に合わせた産業分類の見直しを行う。

14回改定案の作成のための産業分類検討チームにおける委員からの指摘

【意見A】 ISICは生産技術の類似性も基準にした分類構造となっているが、現行の一般原則の「分類の基準」は必ずしも明確ではない。例えば、(3)の「サービスの対象」という文章中の「対象」が何を指すのか、サービス提供の対象なのか、サービスの内容なのかが分かり難いものとなっているなど、ISICの考え方とは異なっており、文章としても内容が不明確なので、順番の入れ替えや文章の見直しを検討する必要があると考える。

【意見B】 一般原則の「分類の基準」の(3)は、需要サイドと供給サイドの概念が混在しているので改めるべきであるし、(2)が最初に記載されるべきだとも考える。そういう意味から「分類の基準」は見直した方が良いと思う。また、ISICの例で言うと、ISICは細かいところは供給サイド、粗いところは需要サイドの記載を認めているように、産出物の特性と用途の両方の要素がある。そのISICに完全に合わせるべきかどうか、またはISICとの整合性をどこまで図るかについてははっきりと議論する必要があると考える。

※ SUT : Supply and Use Tables（供給・使用表）

統計改革推進会議(2017年)

2030年までの長期を見据え、産業連関表等の経済統計全般の見直しを決定

GDP統計
(毎年、四半期)



SUT
(毎年)



産業連関表
(5年ごと)



基礎統計



統計基準等
(日本標準産業分類等)

現行

SUTや四半期ごとのGDP統計の推計は、総務省が5年ごとに作成する産業連関表を用いて実施

基礎統計



産業連関表



SUT



GDP統計



SUT体系への移行

GDP統計の作成方法を先進諸国と整合

基礎統計



SUT



GDP統計

産業連関表

- 基礎統計による実測データを基にして、SUTを推計しやすくなるように見直し。これにより精度を向上
- 2030年まで段階的に見直し

経緯

GDP統計の精度向上を図るため、産業連関表を供給・使用表体系へと移行することとされた。そのための基盤整備の一環として生産物分類を作成（統計改革推進会議の最終とりまとめ）

生産物分類

主に国民経済計算の作成、産業連関表及びこれらの作成に使用する各種統計において、生産物別に表示するための分類

○サービス分野：2019 (H31)年4月作成

○財分野：2021(R3)年5月作成

生産物の範囲

生産物は、経済活動における生産の成果として産出される財及びサービスである。

なお、生産物には、有形財（輸送可能財・輸送不可能財（建物等））、無形財（ソフトウェア、研究開発、特許権、商標権、著作権等の知的財産）及びサービスが含まれるが、土地及び金融資産・負債は含まれない。

分類構成

「日本標準産業分類」(大分類)別の生産物分類
(サービス分野及び財分野)の項目数

日本標準産業分類（2013年10月改定） （大分類）	生産物分類 （2021年現在）	
	統合分類	詳細分類
A 農業，林業	43	317
B 漁業	15	88
C 鉱業，採石業，砂利採取業	10	73
D 建設業	11	96
E 製造業	551	2,221
F 電気・ガス・熱供給・水道業	13	17
G 情報通信業	71	98
H 運輸業，郵便業	51	93
I 卸売業，小売業	348	1,274
J 金融業，保険業	38	79
K 不動産業，物品賃貸業	33	80
L 学術研究，専門・技術サービス業	53	140
M 宿泊業，飲食サービス業	4	12
N 生活関連サービス業，娯楽業	45	94
O 教育，学習支援業	21	43
P 医療，福祉	25	46
R サービス業（他に分類されないもの）	33	70
S 公務（他に分類されるものを除く）	1	1
主たる産業が特定されない生産物	8	11
計	1,374	4,853

「需要側の視点」により設定されている分類項目の例 (〇〇用□□製造業)

<例1>

分類項目	2743の例示	適用される分類の基準（14回改定）
大分類E－製造業	医療用縫合系製造業、人工血管製造業、人工心臓弁製造業、義肢・義足製造業、検眼用品製造業、家畜人工授精器具製造業；動物専用標識器具製造業、動物専用保定器具製造業	例えば、「医療用具製造業」 ⇒ (3)生産される財又はサービスの特徴 (用途又は機能)
中分類27 業務用機械器具製造業		
小分類274 医療用機械器具・医療用品製造業		
細分類2743 医療用具製造業 (動物用医療機械器具を含む)		

<例2>

分類項目	3253の例示	適用される分類の基準（今回の改定案）
大分類E－製造業	ゴルフクラブ製造業、体育設備製造業（飛台、ろく木など）、釣ざお製造業、猟銃製造業、ゴムボール製造業、スキー用具製造業、スケート（アイス、ローラ）製造業	例えば、運動用具製造業 ⇒ (3)生産される財又はサービスの特徴 (用途又は機能)
中分類32 その他の製造業		
小分類325 がん具・運動用具製造業		
細分類3253 運動用具製造業		

「供給側の視点」により設定されている分類項目の例

<例 1>

分類項目	切り分けの着目点	適用される分類の基準（14回改定）
大分類E－製造業		(3) 生産される財又はサービスの特徴（用途又は機能）
中分類11 繊維工業		
小分類112 織物業	生産方法の違い	(2) 財又はサービスの生産方法（設備又は技術等）
細分類1121 綿・スフ織物業	原材料（糸）の違い	(1) 生産に投入される財又はサービスの種類
細分類1122 絹・人絹織物業		
細分類1123 毛織物業		
細分類1124 麻織物業		
小分類113 ニット生地製造業		(2) 財又はサービスの生産方法（設備又は技術等）
細分類1131 丸編ニット生地製造業	生産方法 （編み方（編み機））の違い	(2) 財又はサービスの生産方法（設備又は技術等）
細分類1132 たて編ニット生地製造業		
細分類1133 横編ニット生地製造業		

<例 2>

分類項目	具体例	適用される分類の基準（14回改定）
大分類M－宿泊業，飲食サービス業		(3) 生産される財又はサービスの特徴（用途又は機能）
中分類77 持ち帰り・配達飲食サービス業	サービス形態の違い	
小分類771 持ち帰り飲食サービス業	持ち帰り弁当屋 持ち帰りすし店 等	(2) 財又はサービスの生産方法（設備又は技術等）
細分類7711 持ち帰り飲食サービス業		
小分類772 配達飲食サービス業	宅配ピザ屋 デリバリー専門店 等	(2) 財又はサービスの生産方法（設備又は技術等）
細分類7721 配達飲食サービス業		
小分類773 施設給食業	学生食堂、社員食堂等の 受託事業者	(2) 財又はサービスの生産方法（設備又は技術等）
細分類7731 施設給食業		